

(表 面)

# 児童手当・特例給付 認定請求書

(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

下記のとおり、児童手当又は特例給付の認定を請求します。


提出年月日  
年 月 日

職員コード																																																												
請求者	(フリガナ) 氏名											住所						電話	( )					支払希望金融機関	名称						店番						普通預金																							
	個人番号											1月1日時点の住所 (1~5月分から支給開始の場合前年)	(上欄と異なる場合に記入してください。)										銀行 信用金庫 ( )																																					
	性別	男・女	生年月日	年 月 日		配偶者の有無	有・無		所属						支店 出張所 ( )						口座番号																																							
	配偶者等	(フリガナ) 氏名											生年月日	年 月 日					職業	ア. 被用者 ウ. 被用者等でない者 イ. 公務員					勤務先名																																			
児童	(フリガナ) 氏名											住所 (別居の場合記入)						電話	( )					児童との関係で、 該当する場合に○印	3歳未満						3歳以上小 学校修了前						小学校修了後 中学校修了前																							
	個人番号											1月1日時点の住所 (1~5月分から支給開始の場合前年)	(上欄と異なる場合に記入してください。)										電話		( )					未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																														
	続柄	生年月日	同居・別居 の別		海外留学をしている 場合の出国年月	住所 (別居の場合のみ記入)					監護の 有無	生計関係					未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																																											
				同・別		年 月						有・無	同一・維持					未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																																										
				同・別		年 月						有・無	同一・維持					未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																																										
所得の状況	年分所得額 (請求者) 円 (配偶者) 円											請求者の扶養親族 等及び児童の数	人					住所地の市町村 における受給の有無	有・無					認定・却下 年月日	支給開始年月					年 月	手当月額																													
審査	請求事由	1. 出生 2. 転入 3. その他 (備考参照)										備考						控除後の所得額	円					扶養親族等の数	人 (うち老人)					所得制限限度額	円					年 月 日	3歳未満分	円					3歳以上小学校修了前分	円					中学生分	円					計	円				
		年分所得の合計額										うち児童手当法施行令第3条第1項による控除 (一律控除額)					雑損控除額					医療費控除額					控 除					小規模企業共済等 掛金控除額					障害者控除額 (障 人・特障 人)					寡婦・ひとり親・ 勤労学生控除額																		
	請求者	円	円										80,000 円					円					円					円					円					円					円																	
配偶者	円	円										80,000 円					円					円					円					円					円					円																		

◎ 太線で囲まれている欄を記入してください。  
裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏面)

注意

- 1 「請求者」の「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。  
また、請求者が、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 2 「配偶者等」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 3 「配偶者等」の「住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 4 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 5 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「所得の状況」の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限り、）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。  
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- 8 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また（ ）内には、このうち同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 9 「住所地の市町村における受給の有無」の欄は、この請求書を提出する時点における、住所地の市町村からの児童手当又は特例給付の受給の有無を記入してください。有の場合は、市町村名及び当該市町村への受給事由消滅届の提出の有無を記入してください。
- 10 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって組合が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
  - ① 請求者及びその児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その者が世帯主である場合にはその旨、その者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの。
  - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑧ 請求者及び配偶者の前年の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - ⑨ 「8」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類